

別表二十一付表の記載の仕方

- 1 この明細書は、特定多国籍企業グループ等（法第82条第4号《定義》に規定する特定多国籍企業グループ等をいいます。）に属する法人が国際最低課税残余額に係る確定申告（法第82条の14第1項《国際最低課税残余額に係る確定申告》（法第145条の5《申告及び納付等》において準用する場合を含みます。）の規定による申告書（当該申告書に係る期限後申告書を含みます。）の提出をいいます。）又は当該申告に係る修正申告をする場合に記載します。
- 2 「当該法人の従業員等の数2」の欄は、令第155条の59第1項第2号《国際最低課税残余額》又は第207条第1項第2号《各対象会計年度の国際最低課税残余額に対する法人税》に掲げる数を記載します。
- 3 「我が国を所在地国とする全ての構成会社等の従業員等の数の合計数3」の欄は、令第155条の59第1項第1号又は第207条第1項第1号に掲げる数を記載します。
- 4 「当該法人の有形資産の額5」の欄は、令第155条の59第2項第2号又は第207条第2項第2号に掲げる金額を記載します。
- 5 「我が国を所在地国とする全ての構成会社等の有形資産の額の合計額6」の欄は、令第155条の59第2項第1号又は第207条第2項第1号に掲げる金額を記載します。